
プロジェクト	IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー
項目	本日の審議事項

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、デュー・プロセスの一環¹で、2024 年 6 月より IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューを開始し、2025 年 6 月 17 日に情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）を公表した²（コメント期限：2025 年 10 月 15 日）（審議事項 (3)-1 参考資料）。
2. 本資料は、IFRS 第 16 号の適用後レビューへの対応に関して、本日の企業会計基準委員会における審議事項を示すことを目的としている。³

本日の審議事項

3. 本日は、本情報要請への対応として、以下の検討を行う（審議事項 (3)-2 から審議事項 (3)-9）。
 - (1) 本情報要請の概要の紹介
 - (2) コメント・レターの基本的な方針の検討
 - (3) 本情報要請における質問に関する検討

以 上

¹ IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブックの第 6.48 項では、「審議会は、新 IFRS 基準書又は大規模修正のそれぞれについて適用後レビューの実施を求められる。適用後レビューは、通常、新たな要求事項が国際的に 2 年間適用された後に開始する。これは通常、発効日の約 30 か月から 36 か月後である。」とされている。

² IASB のウェブサイトは、右記のリンク先を参照（[IFRS - IASB launches review of IFRS 16 Leases](#)）
ASBJ のウェブサイトは、右記のリンク先を参照（[IASB が IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューを開始 | 企業会計基準委員会](#)）

³ 審議資料では、国際財務報告基準（IFRS）第 16 号「リース」を「IFRS 第 16 号」、米国会計基準（米
国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）の Topic 842「リース」を「Topic 842」、
企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」を「リース会計基準」、企業会計基準適用指針第 33
号「リースに関する会計基準の適用指針」を「リース適用指針」として表記している。